

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

1995（平成7）年に開催された第4回世界女性会議において、ジェンダー平等と女性の地位向上を促進するための指針となる「北京宣言」が採択されました。それから30年の節目の年である2025（令和7）年、男女平等の国際比較を表すジェンダー・ギャップ指数は、日本は0.666で148か国中118位（2025（令和7）年6月発表）と、欧米諸国との比較のみでなく、依然としてアジアの中でも下位に沈んでいるのが現状です。

2015（平成27）年に国連で決定された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17の目標のうち5番目の目標としてジェンダー平等を掲げ、さらに「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける視点において死活的に重要な貢献をするものである」としています。このように、ジェンダー平等社会の実現は極めて重要なものであるということは、国際社会共通の理解となっています。

近年、地方から若者・女性の流出が止まりません。国の調査によると、出身地域を離れた理由として、「希望する進学先」や「やりたい仕事」が少ないということが挙げられています。女性は、男性に比べて「地元から離れたかったから」を理由とする人の割合が特徴的に高く、地域の中で何かしらの不満や思いを抱えた女性が、進学・就職などの大きな節目で地方から大都市へと転出している可能性があります。

女性の働く環境も大きく変化しています。全国的に、共働き家庭が増え、1997（平成9）年以降は、専業主婦世帯数を上回り、2012（平成24）年以降はその差が急速に拡大しています。働く女性が増え、子育て期の女性の就業率や第1子出産前後の女性の継続就業率も上昇しています。

国では、女性活躍の旗を大きく掲げ、2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。県でも、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画・第1次奈良県女性活躍推進計画）」「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画（第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画）」を策定し、すべての女性ができるように、取組を進めてきました。

しかし、女性の就業状況などは少しずつ改善されてはいるものの、今なお、男性は長時間労働で帰宅時間が遅く、女性に家事・育児等の負担が偏りがちで、男女ともに希望する「ワーク・ライフ・バランス」の実現には至っていないという課題が残っています。奈良県では、依然として固定的性別役割分担意識が根強いという背景が原因の一つとして考えられます。

男女共同参画及び女性の活躍を推進し、あわせて、男女の多様な視点を誰もが暮らしやすい社会づくりに活かすためには、様々な場面に存在する固定的性別役割分担意識を解消し、一人ひとりの行動変容を促していかなければなりません。県全域でジェンダー平等を推進し、すべての人が、性別によって選択肢を制限されることなく、希望に添った生き方・働き方を実現することができる奈良県づくりを進めるための計画を策定します。

過去を否定するのではなく、性別にかかわらず個性を尊重し合い、自らの意思に基づき能力を発揮して、誰もが働きやすく暮らしやすい活力ある奈良県となることを目指して、この計画に基づく取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、下記の3つの計画を一体的に策定するものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法（1999（平成11）年法律第78号）第14条第1項に規定する「都道府県男女共同参画計画」
- (2) 奈良県男女共同参画推進条例（2001（平成13）年7月奈良県条例第5号）第9条第1項に規定する「男女共同参画計画」
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015（平成27）年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。）第6条第1項に規定する「都道府県推進計画」

この計画は、「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画（第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画）」を踏まえ、こども・若者をはじめとする県民の皆様のご意見・ご提案を参考に、奈良県男女共同参画審議会から提出された答申に基づき、策定しました。

また、国の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」や県のこども政策を総合的に推進するための「奈良県こどもまんなか未来戦略」、「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」との整合を図っています。

3 計画の期間

計画の期間は2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までとします。

<この計画に出てくる基本的な用語の定義>

○男女共同参画

男女が社会のあらゆる分野で対等に参画し、意思決定に関わることを言います。

男女共同参画基本法において「男女共同参画社会の形成」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」とされています。

○ジェンダー平等

男女の間での権利、機会、待遇を平等、公平、公正にすることで不平等や格差をなくしていくことを言います。

○固定的性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方。そのほかにも、「お茶出しや掃除などは女性がするもの」、「デートで男性が多く負担したり女性をリードしたりするべき」など、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方が、社会の仕組みや慣習となって様々な場面に依然として根強く存在しています。